

## 広報広聴委員会の設置についての確認事項（案）

### 1 設置の目的

- ・市議会だより、議会ホームページ、ケーブルテレビのほか多様な媒体を通じて、市民へ議会活動に関する情報提供を行う。
- ・議会報告会のほか多様な手法により、市民の意見を広聴し、議会活動に活かす。

#### 【所管事項】

- ・市議会だよりの編集・発行（市議会だより発行委員会から引き継ぐ）
- ・議会報告会の企画・運営（議会改革特別委員会から引き継ぐ）
- ・その他、議会の広報及び広聴に関すること

### 2 設置の形態

広報広聴委員会は特別委員会として設置し、名称は「広報広聴特別委員会」とする。

※委員の任期・・・付議された事件が議会において審議されている間  
委員長及び副委員長・・・委員会において互選

### 3 広報広聴委員会の体制

委員は、原則として各党派から1人を選出することとする。

委員数は8人とすることが望ましい。

※議会全体で広報広聴に取り組むため原則として各党派から1名を選出すること、また、設置目的を果たすためには委員数は8人が望ましいとの結論となった。

### 4 設置の時期

平成27年12月定例会での設置をめざす。